一三四　地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件　三一　73　一三七

一三五　地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件　三一　73　一三七

一三六　地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三一　73　一三七

一三七　非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件　三一　73　一三七

一三八　地方税法施行規則第九条の三の二第一項に規定する法人を指定する件　三一　特13　五六

一三九　地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件の一部を改正する件　三一　特13　五六

一四〇　平成七年自治省告示第七十七号の一部を改正する件　三一　特13　五六

一四一　地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三一　特13　五六

一四二　地方税法第三百四十九条の三第三十四項に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産を指定する件　三一　特13　五六

一四三　運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき平成二十八年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件　三一　特13　五七

○総務省、文部科学省

一　標準電波の周波数に関する件の一部を改正する件　二五　五

○総務省、農林水産省、国土交通省

一五　離島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件　一〇　三

○総務省、国土交通省

一　公有地の拡大の推進に関する法律第十八条第七項第二号に規定する主務大臣の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件　三一　73　二六

二　地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件　三一　73　二六

○政治資金適正化委員会

一一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　九　八

一二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　九　八

一三　〃　九　八

一四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　二二　六

一五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二二　六

一六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　二五　五

○消防庁

一一　消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件　二八　69　四二

一二　消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件　二八　69　四六

○法務省

一二四　在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件　一　四

一二五　日本国に帰化を許可する件　一　四

一二六　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　二

一二七　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　三　二

一二八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　四

一二九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件　三　二

一三〇　日本国に帰化を許可する件　四　三

一三一　〃　七　五

一三二　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　七　五

一三三　日本国に帰化を許可する件　七　二

一三四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　九　八

一三五　日本国に帰化を許可する件　一〇　三

一三六―一三八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一四　三